

多摩美術大学セミナーハウス利用規定

2024年4月1日改訂

(設置の目的)

第一条 奈良古美術セミナーハウス（飛鳥寮）及び富士山麓セミナーハウス（純林苑）は、それぞれ独自の教育環境において、教育活動並びに研究・研修を行なう目的のために設置されたものとする。

(利用者)

第二条 利用者は次の者とする。

- (1) 本学学生
- (2) 本学教職員とその家族
- (3) 本学卒業生とその家族（受け入れに余裕がある場合のみ）
- (4) 本学が認めた者

(利用日数)

第三条 利用は原則として4日を限度とする。

(休業日)

第四条 休業日は、別に定める「年間休日カレンダー」のとおりとする。
ただし、臨時に休むこともある。

(利用手続)

第五条 学生、教職員とその家族の利用希望者は、次の事務所に申込み（学生にあつては学生証・教職員にあつては身分証を提示して）のうえ、利用日の1週間前（申込先事務所休業日を除く）までに許可を受けなければならない。教職員の家族にあつては、教職員と一緒に限りに利用できるものとする。

- (1) 学生にあつては学生課または美術学部事務室
- (2) 教職員とその家族にあつては庶務課または総務課

第六条 許可を受けようとする者は、利用料・食費を経理課に利用申込書を提示して払込まなければならない。利用料・食費については、第十二条、第十五条に定める。

第七条 一旦納入した利用料・食費は原則として返還しない。ただし、次の場合は申し出があった時に限り、利用料・食費を以下のとおり払い戻すことができる。

- (1) 天災地変その他不可抗力により利用不可能な場合は、納入金の全額
- (2) 利用初日の4日前（申込先事務所休業日を除く）までに具体的な理由を明記のうえ、取り消しを申し出た場合は、納入金の全額
- (3) 利用初日の3日前（申込先事務所休業日を除く）から当日までに具体的な理由を明記のうえ、取り消しを申し出た場合は、納入金のうち食費を除く利用料のみ全額

第八条 利用に際しては、管理人に利用許可書を提出し（学生にあつてはあわせて学生証を提示する）、利用者名簿に記名しなければならない。

（注意事項）

第九条 利用中は本セミナーハウス設置の目的に鑑み、注意事項を厳守し、管理人の指示に従うものとする。特に喧噪に亘る等、他人に迷惑を及ぼす一切の行為をしてはならない。

付属設備の破損・汚損個所を発見した場合はただちに管理人に届け出ること。

故意に付属設備を破損・汚損・亡失した場合は当該利用者が弁償しなければならない。喫煙は定められた場所のみとし、火災の防止に努めなければならない。

（利用の時間）

第十条 利用者は次の時間を厳守するものとする。

- (1) 到着 午後 2 時以降 午後 5 時まで
- (2) 出発 午前 11 時 30 分まで
- (3) 門限 午後 9 時
- (4) 朝食 午前 8 時～9 時
- (5) 昼食 正午～午後 1 時
- (6) 夕食 午後 6 時～8 時
- (7) 入浴 午後 6 時～10 時

（管理人）

第十一条 セミナーハウスの運營業務・食事提供業務・建物管理業務等に関する管理人業務は本学の指定するものに業務委託してこれを行わせる。管理人は労務諸規程の適用を受けるものであり、利用者は前条に定める時間を厳守して、労務規程違反にならないよう注意し、管理人に迷惑をかけてはならない。

（利用料・食費）

第十二条 利用料・食費は次のとおりとする。

[学生] [教職員とその家族]

		純林苑	飛鳥寮
利 用 料		1 0 0 0 円	1 0 0 0 円
食 費	朝	5 0 0 円	5 0 0 円
	昼	5 0 0 円	な し
	夕	1 0 0 0 円	1 0 0 0 円
	小計	1 0 0 0 円	1 5 0 0 円
合 計		3 0 0 0 円	2 5 0 0 円

(卒業生の利用)

第十三条 卒業生の利用の制限

設置の目的により、学生、教職員の利用を優先とする。

校友会正会員のみ利用可能とする。

第十四条 卒業生の利用希望者は、利用の 1 カ月前から 1 週間前（校友会事務局休業日を除く）までに次により申込みのうえ、許可を受けなければならない。

(1) 卒業生にあつては、校友会事務局で校友会正会員である確認を行い、申込み手続きを受け付ける。卒業生の家族にあつては、卒業生と一緒に限り利用できるものとする。

(2) 校友会事務局は、受け付けた申込みについて総務課で許可を受けなければならない。

第十五条 利用料・食費は次のとおりとする。

[卒業生とその家族]

		純林苑	飛鳥寮
利 用 料		2 0 0 0 円	2 0 0 0 円
食 費	朝	5 0 0 円	5 0 0 円
	昼	5 0 0 円	な し
	夕	1 0 0 0 円	1 0 0 0 円
	小計	2 0 0 0 円	1 5 0 0 円
合 計		4 0 0 0 円	3 5 0 0 円